

業務委託仕様書

1 趣旨・目的

岐阜県立森林文化アカデミーが100年先の森林づくりを見据え、「すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく」ことを目的として設置する、令和2年5月開所予定の森林教育の総合拠点「森林総合教育センター（愛称：morinos）」（※1）（以下「センター」）において、専門的な見地から、森林教育プログラムの開発・実施及び森林教育実践団体（※2）の指導を行うことにより、県民に対し優れた森林教育に触れる機会を提供するとともに、効果的な森林教育を実施するためのノウハウを同センターに蓄積することを目的に本プロポーザルを実施する。

（※1）参考資料「森林総合教育センター（愛称：morinos）基本方針概略版」を参照。

（※2）森林環境や木工など、森林教育活動を実践するNPO等

2 委託業務名 令和2年度森林総合教育センタープログラム実施等業務委託

3 委託業務期間 契約締結日から令和3年3月24日まで

4 委託業務の内容

次の（１）、（２）の業務内容について提案すること。

（１）森林教育プログラムの開発・実施

アカデミーの環境を活かした森林教育プログラムを開発し、原則として、アカデミー施設または演習林において実施すること。

I プログラムの企画

「すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく」というセンターのコンセプトの実現を目指して、森林教育プログラムを企画すること。

①プログラムの種類

ア 一般県民向け

多くの県民が森との接点を持ち、森林での楽しみ方、森林文化の豊かさなど、森林・林業への理解を深めてもらえるよう、次の5つの方向性に沿って、岐阜県の風土に合った企画案を提案すること。

【プログラムの方向性】

- 1) 森になじみがない人を森へいざなうプログラム
- 2) 森の空間を舞台とするプログラム
- 3) 森林文化や暮らしとつながるプログラム
- 4) 森を通じて社会課題を解決していくプログラム
- 5) 他のモデルとなる先進的・実験的なプログラム

※ひとつのプログラムで複数の方向性を満たしてもよい。

【対象者】

- ・「ぎふ木育（※３）」の理念に基づき、幼児から大人まで幅広い年代層を対象とするとともに、自然体験活動の経験が無い方から、さらなる深い体験を求めている方まで、あらゆる層のニーズを想定して企画すること。
- ・県外居住者の参加を拒むものではないが、原則として県内居住者を想定して企画すること。

（※３）ぎふ木育

県内の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。子どもをはじめとする全ての県民が本県の森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりを目指す。「自然体験活動」、「林業」、「木造建築」など、森や木とつながる活動を通じた学びを含むもの。

【参考：ぎふ木育３０年ビジョン】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/kyoiku-kenkyu/11513/3Ovision.html>

イ 指導者向け

県内の自然体験活動指導者や森林教育実践団体の自立・発展を図るため、森林教育活動に関する企画力、リスクマネジメントをはじめ円滑に森林教育活動を実践できるノウハウの習得、適正な組織経営、他団体とのネットワークづくりを図ることなどを目的とした効果的なプログラムの企画案を提案すること。

【方向性】

- ・企画力の向上、適正な組織経営等、上記の目的に沿ったプログラムを提案すること。なお、リスクマネジメントは必須とする。

【対象者】

- ・指導経験が少ない方から、さらなるステップアップを目指す方まで、あらゆる層のニーズを想定して企画すること。
- ・県外居住者の参加を拒むものではないが、原則として、県内の指導者、団体を想定して企画すること。

②開催日数

「Ⅰ①ア 一般県民向け」及び「Ⅰ①イ 指導者向け」を合わせて４０日以上
うち、アカデミー敷地内での宿泊を伴うプログラムを６日以上

（内訳）

一般県民向け： ２５日以上

指導者向け： １５日以上

③時期

- ・委託業務期間内で、自然の変化をプログラムに活かし、時期が固まらないようバランスよく配慮して企画すること。

- ・「ぎふの山に親しむ月間（8月）」にプログラムを1日以上企画すること。

④講師

- ・プログラムの講師の選定については、委託者と事前に協議すること。

II プログラムの募集・実施

- ・前記Ⅰの企画により参加者を募集し、プログラムを実施すること。実施に当たってはセンター職員と緊密に連携し、当該職員がプログラムの実施ノウハウを習得できるよう配慮すること。
- ・プログラム実施の際は、安全対策を徹底するとともに、適正なスタッフ配置を行うこと。（例：参加者へのヘルメット着用指導、刃物取扱い時の指導等）
- ・プログラムの実施に当たっては、プログラムの内容に応じて受託者においてイベント損害保険に加入すること。（保険料は委託料の対象外とするため、参加者から直接徴収すること。【次項Ⅲ参照】）
- ・参加者の募集に際し、応募受付・受理、参加者リストの作成、質問対応を行うこと。
- ・アカデミー施設及び備品の利用については原則無償とし、できる限りの便宜を図るので、随時協議すること。ただし、電話については原則受託者の携帯電話等を使用するものとする。

（例）ヘルメット：利用可、無料

木工機器：利用可、無料 ※利用の前後に受託者において、専門家による点検及びメンテナンスを行うこと

アカデミー内にある宿泊施設（森のコテージ）

：宿泊は無料、シーツ代 1000 円

III 参加者からの費用の徴収について

- ・参加者から「実費相当の参加料」を徴収することは可とするが、最終的に委託契約額から「実費相当の参加料」分の金額を差し引き、精算することとする。

※実費・・・材料費、外部講師謝金、外部講師費用弁償等

なお、職員の人件費（アルバイト含む）、イベント損害保険料は精算の対象外

IV 広報・記録

- ・原則として、紙媒体（チラシ等）及びWeb媒体（ホームページ、SNS等）を活用した広報は必ず行うこととし、その他にも効果的な広報の方法について提案すること。（例：独自の広報媒体やネットワークを用いた広報等）

＜必須とする広報＞

紙媒体： チラシ 60,000 枚以上（15,000 枚×4 種を想定）

Web媒体： アカデミーホームページ ※Webへのアップはアカデミーで実施

- ・プログラム開催告知・募集記事の原稿作成
- ・ブログの原稿作成（実施日から3日以内）

- ・プログラムの実績を記録するとともに、その記録を次の広報に活かすため、デジタルカメラによる撮影を行い、撮影データを委託者に提供すること。なお、撮影にあたっては、被写体となる全ての方に対し、広報で利用する可能性がある旨を説明し承諾を得ておくこと。承諾が得られなかった撮影データがある場合は、委託者への提供時にその旨を報告すること。

V アンケートの実施、報告等

- ・プログラム実施の都度、参加者にアンケートを行い、結果を取りまとめること。
アンケート内容は、事前に委託者と協議すること。

(2) 森林教育実践団体の指導

県内の森林教育実践団体の自立・発展を図るため、委託者の要請に応じて、専門的知見を活かして県内団体を個別に指導する。事案としては、アカデミーが県内の森林教育実践団体と連携して実施する「アカデミー主催プログラム」の企画・実施プロセスにおいて、随時アドバイスしてもらうことを想定している。

指導に当たる人材を提案すること。

①実施日数

- ・7日以上

②時期

- ・委託業務期間内で、委託者が別途指定する日

③対象者

- ・県内の森林教育実践団体のスタッフ

5 業務実施体制等

- ・総括責任者及び実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げない。（共同体の場合は、いずれも代表法人の者とする）
- ・実務担当者は10年以上の自然体験活動指導の経験を有する者とする。

6 業務の実施計画

契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画（業務実施スケジュール、業務実施体制図、関係者の連絡先等）を作成・提出し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、センターと十分協議したうえで行うこと。

7 業務完了後の提出書類等

受託者は、本業務完了時に委託業務完了届を提出するとともに、本業務完了から10日以内もしくは3月末日のいずれか早い日に次の書類を提出するものとする。

①実績報告書

実績報告書は森林総合教育センターのノウハウとして蓄積するため、下記の内容を含むものとする。

【一覧】実施プログラム名、実施日等、募集人数、参加者数 等

【各プログラム】

＜内容＞プログラムのねらい、内容、スタッフ人数・氏名、外部講師、実施状況写真
必要備品、アンケート結果、新聞等メディア掲載記録、プログラムの評価と
今後のための改善点 等

＜参加者・広報＞広報の方法、参加費、募集人数、応募者数、参加者数 等

②収支精算報告書

※②収支精算報告書は、参加者から前記“４（１）Ⅲ”に示す「実費相当の参加料」を
徴収した場合、又は、次項“８”に示す概算払いをした場合に提出すること。

８ 支払条件等

- ・委託料は精算払いとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出すること。
- ・確定した委託契約額を上回る額が既に概算払されている場合は、受託者は当該超過分を県に返還するものとする。
- ・プログラム参加者から「実費相当の参加料」を徴収した場合は、委託契約額から当該「実費相当の参加料」分の金額を差し引き、精算することとする。 ※前記４（１）Ⅲを参照

９ 業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施するにあたり必要と認められる場合は、委託者と協議のうえ、業務の一部を第三者に委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

（３）個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）及び別記１「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（４）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

- ①受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ②受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、委託者は契約の解除ができる。この場合、委託者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

12 その他

- ①本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ②委託者は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。